

県内4市町における大雨による水道施設の復旧状況(7/11(水)12時現在)

県民環境対策部

被害事業体名	被害内容	断水影響		現状と今後の対応	
		戸数	人口	施設復旧	応急給水
宇和島市	吉田浄水場(南予水道企業団)土砂崩れによる埋没	4,210	9,867	日水協から専門家の派遣を受け簡易な施設の導入について検討中。	民間の給水車(1.8t)1台 四国中央市の給水車(1t)1台 松山市の1tタンク搭載車3台 新居浜市の給水車(1.5t)1台 愛南町の給水車(3t)1台 徳島県からの給水車(2t)2台 高知県からの給水車(2t)1台
		2,188	5,084		
大洲市	上水道 (小倉水源地、芝浄水場、村島水源地、菅田第3水源地)	8,678	18,282	小倉水源地は復旧済み。 他の水源地等は復旧作業中。 日水協から専門家の派遣要請の予定。	松山市の1tタンク搭載車2台・(2t)1台 新居浜市の給水車(1.5t)1台 四国中央市の給水車(1.7t)1台 伊予市の1tタンク搭載車1台 香川県からの給水車(2t)2台・(1.7t)1台 高知県からの給水車(2t)1台
		381	874	仮設工事により7/11(水)中に復旧予定。	
西予市	野村第2浄水場水没	2,566	5,128	復旧作業中。	松山市の給水車(2t)1台 高知県からの給水車(2t)1台
		0	0	自衛隊による現地確認済。	
上島町	本郷取水場浸水、沼田川用水からの給水停止(広島県)	3,338	6,231	本郷取水場が7/16(月)送水再開予定。本格復旧は7/20(金)以降。	松山市の1tタンク搭載車10台 (車は上島町手配)
		0	0	下川(ひとごう)浄水場埋没、導送水管破損 7/10(火)8:30 ~断水 7/11(水)6:00断水解消	

大雨による県内企業の被害状況（7月11日15時現在）

県内立地企業への被災状況を聞き取った結果以下のとおりであった。

対象企業

県内企業及び県内に支店等を持つ企業 217 社（東・中・南予の主要企業を中心に確認）

○対象企業 217 社中

操業不可：22 件、確認不可 9 件

※被害はあったが操業している企業を除く

○操業不可 22 社中の市町別

大洲市 15 件、西予市 4 件、宇和島市 3 件

○操業不可 22 社中の被害内容（複数回答）

浸水：18 件、断水：4 件、停電・漏電：4 件

**県内主要観光施設の被害状況
(平成30年7月11日13時現在)**

経済労働部

○対象施設：県内主要観光施設 111施設

- ・通常営業：88施設
- ・一部営業：3施設（断水によるレストランの休止等）
- ・休　　止：20施設（土砂崩れによる通行止め、浸水被害等）

*大三島美術館(今治市)、潮湯(上島町)、清流の里ひじかわ(大洲市)、
乙亥の里(西予市)、森の国ホテル・ロジ(松野町)、
吉田観光物産センター(宇和島市)等

【市町別】

○東予地域（33施設）

市町名	通常営業	一部営業	休止
四国中央市	5		
新居浜市	4		
西条市	5		
今治市	13		4
上島町			2
計	27	0	6

○中予地域（26施設）

市町名	通常営業	一部営業	休止
松山市	7		1
東温市	1		
久万高原町	8		
松前町	—	—	—
砥部町	5		
伊予市	4		
計	25	0	1

○南予地域（52施設）

市町名	通常営業	一部営業	休止
内子町	2		
大洲市	3		4
八幡浜市	3		
伊方町	4		
西予市	6	1	4
鬼北町	4		
松野町	1		2
宇和島市	6	1	3
愛南町	7	1	
計	36	3	13

平成 30 年 7 月 11 日

平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業・小規模企業者 向け特別相談窓口の設置及び金融支援について

平成 30 年 7 月豪雨により、県内各地で大きな被害が発生しております。県では、被災した中小企業・小規模企業者を支援するため、関係機関と連携し、特別相談窓口を設置するとともに、この豪雨災害を県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」の「知事が指定した災害等」に指定しました。これによって、今回の豪雨災害により被災された中小企業・小規模企業者や、指定災害の被害を受けた企業への売掛金債権等が回収困難となった中小企業・小規模企業者が、「緊急経済対策特別支援資金」による低利融資を利用可能といたしましたので、お知らせします。

1 特別相談窓口の設置等

(1) 県特別相談窓口

経済労働部産業支援局経営支援課	(089) 912-2484
東予地方局商工観光室	(0897) 56-1308
東予今治支局商工観光室	(0898) 22-8598
中予地方局商工観光室	(089) 909-8760
南予地方局商工観光室	(0895) 28-6146
南予八幡浜支局商工観光室	(0894) 22-4111

(設置期間は7月11日から当面の間 受付時間は平日8時30分から17時15分まで)

(2) 県内関係機関相談窓口

愛媛県信用保証協会	(089)931-2111
各商工会議所	
愛媛県商工会連合会	(089)924-1103
愛媛県中小企業団体中央会	(089)955-7150
愛媛県よろず支援拠点	(089)960-1131

(設置期間等の詳細は、各機関へお問い合わせください。)

(3) 国関係機関相談窓口

四国経済産業局 (中小企業課)	(087)811-8529
中小企業基盤整備機構四国本部 (企画調整課)	(087)811-3330

(設置期間等の詳細は、各機関へお問い合わせください。)

2 県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」について

(1) 融資利率 1.65%

(2) 保証料率 0.35～1.72%

(3) 資金使途 運転資金、借換資金

(4) 融資限度額

運転資金 (企業 5,000 万円 組合 1 億円)

借換資金 (企業 8,000 万円 組合 1.6 億円)

(5) 融資期間

運転資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年)

借換資金 10 年以内 (うち据置期間 1 年)

(6) 指定期間 平成 30 年 7 月 9 日から平成 31 年 3 月 31 日

(7) 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

【担当】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

経済労働部産業支援局経営支援課 青野、新田、森

TEL : 089-912-2480 / FAX : 089-912-2479

平成 30 年 7 月豪雨災害に関するセーフティネット 保証 4 号の指定拡大について

【セーフティネット保証 4 号】

中小企業信用保険法に基づき、自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で、補償（100%保証）を行う制度

災害救助法の適用を受ける 6 市町（今治市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）は自動的に指定地域となるが、それ以外の市町については、以下の対象中小事業者の存在の有無を確認し、国に指定を要請する必要がある。

現在、6 市町以外の市町について調査中。

〔対象中小企業者〕

- 指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として 最近 1 カ月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 カ月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市町長の認定が必要）